

# 営業許可手続きの ご案内

食中毒予防の三原則

一、菌をつけない

一、菌をふやさない

一、菌をやっつける

## ～飲食店など食品関係のお店を開業するには？～

- ▶ 食品衛生法の規定により、許可業種（裏面の34業種）を開業するためには、保健所長の許可を受けなければなりません。
- ▶ 申請手続きは、固定施設（店舗、製造所、自動販売機など）であれば営業施設の所在地を管轄する保健所、それ以外の施設（自動車による営業など）であれば、主たる営業地を管轄する保健所に行ってください。

### 【営業許可申請時の主な注意事項】

- 営業施設は、**営業目的以外の用途には使用できません**ので、家庭用の台所との兼用は認められません。
- 調理等に**水道水以外の水**を使用する場合は、公共井戸取締条例（昭和24年京都府条例第14号）に基づく**届出をするとともに、事前に水質検査を受け、「飲用に適する水」であることをかならず確認**しておいてください。  
また、水質検査成績書は、営業許可申請時の添付書類として必要です。必要な検査項目は、保健所に確認してください。
- 「**未処理のふぐ**」を提供される場合は、京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）に基づく**手続が別途必要**となりますので、保健所でご相談してください。
- 申請に必要な書類は京都府の各保健所で配布しています。また、京都府のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp>）から、所定の書類をダウンロードして利用することもできます。
- 申請書等に所定の事項を記入し、手数料相当額の**京都府収入証紙**と一緒に、保健所に提出してください。手数料金額は業種によって異なります。

### 注1

営業許可を受けるためには、営業しようとする施設が「施設基準に適合」することが必要です。施設基準はそれぞれの業種で異なりますので、施設に必要な構造・設備等については、事前に保健所までお問い合わせください。

### 注2

#### ～食品衛生責任者の資格とは？～

次の①～④のいずれかに該当することが必要です。

- ① 栄養士、調理師、製菓衛生師、食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者もしくは、船舶料理士の**資格を持っている**こと。
- ② 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例に基づく、「**ふぐ処理師**」であること。
- ③ 薬剤師、獣医師等の**資格を持っている**か、大学等で**所定の課程を修めている**こと。
- ④ 食品衛生責任者の資格取得のための、**指定養成講習会の修了者**であること。

## ～営業許可の手続き～

### ① 保健所への事前相談

- 工事に着工する前に施設の設計図面等を持参の上、施設基準(注1)に適合するかどうかあらかじめ相談してください。
- 施設ごとに衛生的な管理運営をするための、食品衛生責任者(注2)を設置しなければなりません。



### ② 申請書類の提出等

★申請時に必要なもの★

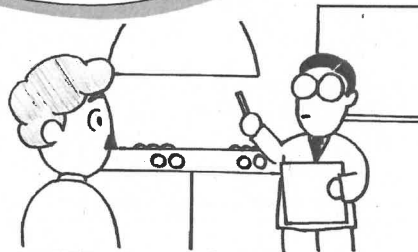
- 営業許可申請書
- 営業所の構造設備の概要を記載した計画図面等
- 手数料(業種によって異なります)
- 食品衛生責任者であることを証する書類又は誓約書
- (法人登記簿謄本の写し)
- (水質検査成績書)

### ③ 施設の確認検査

- 事前に検査の日程を、担当者と打ち合わせておいてください。
- 検査の際は、原則として業者が立ち会ってください。
- 施設基準に適合しない場合は、再検査を受ける必要があります。

### ④ 許可証の交付

- 施設検査後、基準に適合していれば、許可証が交付されます。
- 交付までには、検査で基準適合を確認後、概ね10日程度かかります。



### ⑤ 営業開始

- 許可証は、お店のよく見える位置にかかわらず掲示してください。
- 紛失しても再発行できませんので、失わないようにしてください。



### ⑥ 営業後の手続

- 申請内容に変更が生じた場合は、変更届、営業をやめるときには、廃業届が必要です。
- 移転や改築等の際は、かならず事前に保健所へご相談ください。
- 営業許可の有効期限が満了する前に、更新等の手続をしてください。



## ～こんな場合は手続きが必要です！～

事項	手続き	備考
営業者の姓名・住所 法人の名称・本社所在地・ 代表者名 営業所の屋号などを <b>「変更した」</b> 場合 ----- 食品衛生責任者を <b>「変更した」</b> 場合	すみやかに <b>「営業許可申請事項            変更届書」</b> を提出してください。	① 営業許可証の記載事項の変更に伴い、営業許可証明書の発行もできます。 ② 法人の場合、登記簿謄本の写しが必要です。 ③ 姓名の変更の場合、戸籍抄本等が必要です。 ----- ① 食品衛生責任者(注2)の資格を証する書類又は誓約書が必要です。
営業所を <b>「改装する」</b> 場合	改装の程度により、必要な手続きが異なりますので、 <b>事前にならざるご相談願います。</b>	
営業所を <b>「移転する」</b> 場合	<b>旧営業所</b> ⇒ <b>「廃業届」</b> を提出してください。 <b>新営業所</b> ⇒ 新たに <b>「営業許可申請」</b> が必要です。	
<b>「営業者が変わる」</b> 場合	これまで <b>営業していた人</b> ⇒ <b>「廃業届」</b> を提出してください。 これから <b>営業を始める人</b> ⇒ 新たに <b>「営業許可申請」</b> が必要です。	
営業者の死亡 法人の合併・分割等により、 地位を <b>「承継する」</b> 場合	<b>「承継届」</b> を提出してください。	① 必要書類等については、保健所までお問い合わせください。 ② 営業許可証の記載事項の変更に伴い、営業許可証明書の発行もできます。
営業所を <b>「廃業する」</b> 場合	<b>15日以内に            「廃業届書」</b> を提出してください。	① 営業許可証をかならず添付してください。

★諸手続きに必要な様式は、京都府のホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp>)からダウンロードできます。

## ～営業許可を必要とする業種一覧～

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、  
 乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、乳類販売業、  
 食肉処理業、食肉販売業、食肉製品製造業、  
 魚介類販売業、魚介類競り売り業、魚肉練り製品製造業、  
 食品の冷凍又は冷蔵業、食品の放射線照射業、  
 清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、冰雪製造業、冰雪販売業、食用油脂製造業、  
 マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、  
 酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、  
 缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業

★取扱品目によって「食品衛生管理者の設置」が義務づけられている業種もありますので、保健所で確認してください。